

令和9年度 もりぐち児童クラブ

～放課後等の子どもの居場所～

「登録児童室」のご案内

登録児童室は、地域の皆さんの協力のもと、1～6年生
の児童などを対象に、**自主的な遊びの場**（※）
を提供します。

（※）子どもの預かりの場ではありません。



対象児童

小学校1～6年生の児童
(保護者が同伴する3歳以上の幼児も可)

費用

無料

開設時間

月曜日～金曜日 放課後～午後5時まで
土曜日 午前9時～午後5時まで

※日曜日・祝日及び年末年始(12月29日から1月4日)・長期休業中
の8月13日から8月15日は閉室日です。

1. 児童クラブ「登録児童室」について

利用対象者は、1～6年生の児童及び保護者が同伴する3歳以上の幼児です。

保護者の責任で利用することを基本とし、自主的な遊びの場を提供します。（放課後子ども教室）預かりの場ではありません。

2. 利用時間について

開設日	開設時間
月曜日～金曜日	放課後～※午後5時
土曜日	午前9時～※午後5時
学校の休業日（長期休業日等）	午前9時～※午後5時

◇日曜日・祝日・年末年始（12月29日から1月4日）・長期休業中の8月13日から8月15日は閉室日です。

◇土曜日、学校の休業日（長期休業日等）は、昼食（お弁当）の持参が可能です。事前の申出をお願いしています。

◇非常変災時、その他運営に支障があるときは、急遽臨時閉室とする場合があります。

利用申請事前に必ず「マチコミ」の登録をしてください。詳細は、別紙「「マチコミ」の登録について」をご確認ください。

※下校時の安全を考慮し、対象校で定められている下校指導時間（午後4時半～5時頃）に合わせ、下校指導を行います。

3. 費用について

利用者負担金	備 考
無 料	※ 工作の材料代等の実費が必要となる場合があります。

4. けが等の対応について

活動中のけがや体調不良の程度により、状況に応じて保護者への連絡等を行うとともに、緊急を要する場合には救急車の要請、病院への搬送を行います。日中必ず連絡がとれるようにしてください。擦り傷程度の軽傷はパートナーが応急手当を行います。

5. 非常変災時の対応について

守口市に「暴風警報」、「レベル4危険警報」または「レベル5特別警報」のいずれかが発令されたり、「震度5弱」以上の地震が発生するなどの緊急事態が発生した場合は、状況等により臨時閉室や保護者のお迎えを要請することがあります。

6. 利用申請について

必 要 書 類	手 続 等
『登録児童室』利用申請書…1通 必要書類及び記入例は、各学校の児童クラブ(登録児童室)及び市担当課(子育て支援政策課)にあります。 <u>市ホームページよりダウンロードしていただけます。</u> 申請の際にご活用ください。	<u>各学校の児童クラブ(登録児童室)に提出してください。</u> 申請書の受付は、各学校の児童クラブ室で行っており、 <u>市役所では受け付けておりませんのでご注意ください。</u>

※令和9年度登録児童室の利用申請受付は、令和9年3月中旬ごろから各学校の児童クラブ室で行います。

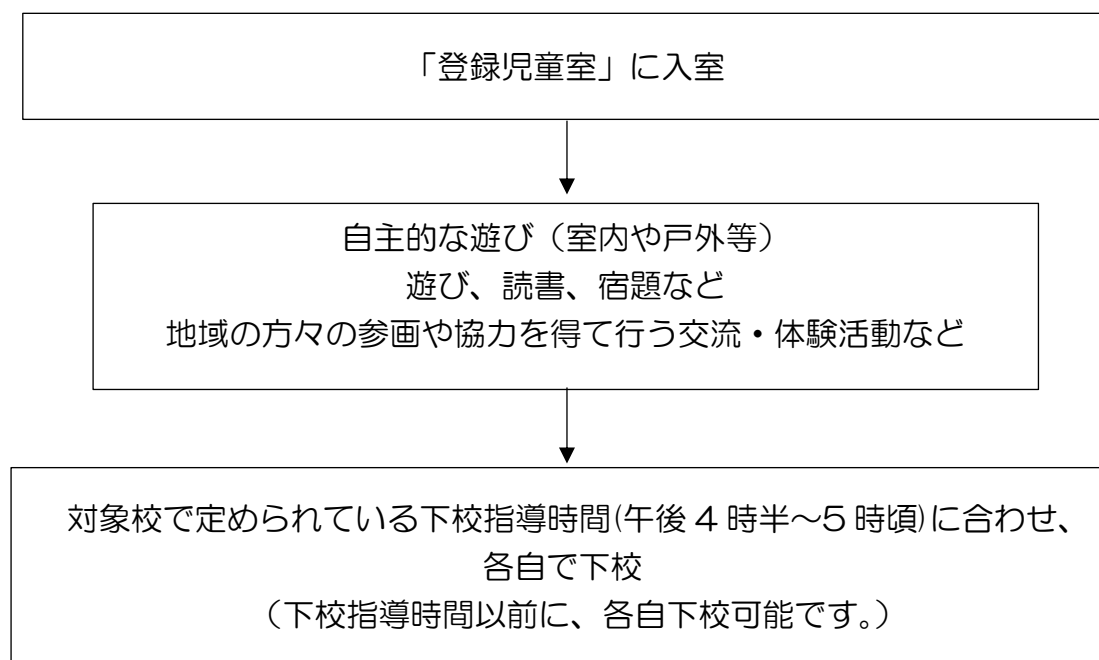
各登録児童室へお問い合わせください。各登録児童室の連絡先は、別紙“非常変災時における対応について”及び市ホームページに掲載しています。

※保護者の就労等の条件はありません。

※面談等はありません。

※利用されたい前日までに登録児童室に申請書をお持ちいただければ、その翌日から利用できます。

7. 一日の流れ・下校について



8. 入会児童室との違いについて

	登 録 児 童 室	入 会 児 童 室
概 要	地域の皆さんの協力のもと、自主的な遊びの場の提供（ <u>放課後子ども教室</u> ）	放課後等に就労等で保護育成することができない状態が続く保護者の児童に対し、安全確保と育成機能を持たせた生活の場の提供（ <u>放課後児童健全育成事業</u> ）
利用条件	なし	放課後等に就労等で保護育成することができない状態が月 15 日以上かつ、3 か月以上続く保護者の児童
主な対象児童	小学校 1 ～ 6 年生の児童	小学校 1 ～ 3 年生の児童
開設時間	【月曜～金曜日】放課後～午後 5 時 【土曜日・学校の休業日】 午前 9 時～午後 5 時 ※対象校で定められている下校指導時間（午後 4 時半～5 時頃）に各自下校	【月曜～金曜日】放課後～午後 5 時 （延長開設は午後 7 時まで） 【土 曜 日】午前 8 時～午後 7 時 【学校の休業日】午前 8 時～午後 5 時 （延長開設は午後 7 時まで）
閉室日	日曜日・祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 4 日）・長期休業中の 8 月 13 日～8 月 15 日	日曜日・祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
利用者負担金	無 料	児童 1 人当たり 月額 4,900 円～6,900 円 ※ 延長開設、土曜日開設あり
利用手続	各学校の登録児童室に利用申請書を提出（申請書を提出した翌日から利用可能）	子育て支援政策課受付窓口にご利用申請書及び必要書類を提出
運営スタッフ	地域のボランティア等	放課後児童支援員等
おやつ提供	なし	あり ※実費負担（各児童クラブによる）

※詳しくはホームページをご覧ください。

「放課後児童クラブ」について



「登録児童室」について



〈市ホームページ二次元コード〉

問い合わせ

守口市 こども部 子育て支援政策課

TEL：06-6992-1228

